

会社名		記載者		建物構造	①木造軸組 ②木質系 ③2×4 ④軽量鉄骨 ⑤コンクリート系				天 候								
現場名	様邸(新築・増改築)工事		検査員		足場構造	①フラケット側足場 ②フラケット二側足場 ③布板側足場 ④抱き足場											
場 所		当日工事状況	外部:	内部:	当日の作業人員	大工	名	電工	名	給排水工	名	内装工	名	外装工	名	その他	名

No.	チエック項目			良い	軽不備	悪い
1	表示類	1. 工事確認板の設置(建築確認済、労災成立票等)		2	1	0
		2. イメージシート(きれいな物を使用しているか)、安全標識類の設置		2	1	0
2	第三者対策	3. 仮囲い、土留めの設置		2	1	0
		4. 防護ネットの設置(結束状態・破れの有無)		2	1	0
		5. U字溝等の養生状況		2	1	0
		6. 作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取り外しの有無チェック		2	1	0
3	作業前点検と記録	7. 分別収集出来ているか(空き缶・弁当がら等の混入はないか) マニフェスト伝票の実行		2	1	0
4	産廃	8. 転倒防止処置をしているか。近隣に配慮をしているか。		2	1	0
5	仮設トイレ	9. 清掃がなされているか(トイレットペーパー設置状況確認)		2	1	0
		10. 設置状況(位置は良いか)		2	1	0
7	整理整頓	11. 屋外の状況(資材の雨養生は良いか)		2	1	0
		12. 屋内の状況(資材・工具の整理)		2	1	0
8	防火対策	13. 消火器の設置		2	1	0
		14. 灰皿の設置(喫煙場所の確保)		2	1	0
9	服装	15. 保護帽の着用(あごひも装着)保護めがね・防塵マスクの使用		2	1	0
		16. 安全帯の着用(安全帯使用箇所)		2	1	0
		17. 作業に適した服装か(長袖・長ズボンの着用)		2	1	0
10	電気・機械	18. 機械工具の整理状況(コード類の整理、キャブタイヤコード破損等)		2	1	0
		19. 防護管設置。仮設電気のアース設置。漏電ブレーカーの設置。		2	1	0
		20. 携帯用(又は定置型)丸鋸の安全装置		2	1	0
11	開口部	21. 作業床の設置(吹き抜け等内部足場の設置)		2	1	0
		22. 水平ネット(防網)の設置、又は、仮設床の設置		2	1	0
		23. 開口部の手摺(階段廻り、吹き抜け)		2	1	0
12	脚立	24. 構造(丈夫な物・両面開き止め・踏面がある物)※使用する際は保護帽着用		2	1	0
13	梯子	25. 転位防止(上部緊結、滑り止め、突き出し60cm以上)		2	1	0
		26. 構造(材質、アルミ等丈夫な物)に問題はないか		2	1	0
14	足場等からの 墜転落防止	27. 軒上転び止めの設置(軒先と転び止め間は30cm以下)		2	1	0
		28. 手摺の設置[85cm以上で設け、かつ中棧(35cm以上50cm以下)を設けること]※作業床、架設通路共		2	1	0
15	倒壊防止	29. 火打ち(各面に対し、45度に近い角度で設け、コーナーより1.8m以上の場所へ設置)		2	1	0
		30. 筋交い(各面概ね45度の傾きで全層及び全スパンにわたって設ける)		2	1	0
		31. 壁つなぎ・圧縮材・控え材の設置状況		2	1	0
16	沈下滑動防止	32. ベース金具又は木製敷盤(24cm×24cm以上)に釘止めし使用。		2	1	0
		33. 根がらみ(50cm以下とし、ジャッキ部分の高さはGLから30cm以内とする)		2	1	0
		34. 整地状況(先行配管の養生)		2	1	0
17	作業床	35. 作業床幅と隙間 幅は40cm以上。隙間は3cm以下。 (踏板は40cm以上を設置することが困難な場合は、24cm幅を使用することが出来る。)		2	1	0
		36. 地上第一の布は、2m以下に設置する事。 (ただし4面が緊結された構造の足場については2.3m以内とする事が出来る。)		2	1	0
		37. 躯体との離れ 30cm以下とする。 (30cmを超える場合は、①前手摺を設ける。②ネットを設ける。③安全帯を使用する。)		2	1	0
		38. 作業通路の確保は良いか ※つまずき、すべり対策をしているか又は障害物は無いか		2	1	0
得点	得点＝点数合計÷チェック項目数×43			点		

No.	チエック項目			良い	悪い
18	禁止事項	39. 迷惑駐車をしていないか		4	-4
		40. 脚立を梯子としての使用禁止		6	-6
		41. うまの代用は使用禁止		6	-6
		42. 足場上、資材の仮置き禁止		4	-4
		43. 盛替えた部材の放置		4	-4

良い点(手本となる項目・改善・工夫等-図もしくは写真添付)

チェック項目以外の指摘事項	
良い点	悪い点

是正事項

NO.	

採点方法

各項目“良い” “軽不備” “悪い” の三段階で判定されます。それぞれ、2点・1点・0点となっております。(4点・6点・-4点・-6点)

各項目について判定し、該当する点数に“○”印を付けて下さい。

もし、項目内容が現場に該当しない場合は、点数に横線を入れて下さい。

全てチェックが終わりましたら、“○”印を付けた点数を合計して下さい。

次に横線を入れた数を合計して下さい。チェック項目は全部で43ありますので、43から横線を入れた数を引いて下さい。

それがチェック項目数になります。

以上の数を左記公式に当てはめ点数を出して下さい。

Ⅱ 足場及び作業構台の安全点検等の充実

(ア) 事業者が行う足場の点検等（安衛則第567条、第568条関係）※当足場の工事期間中（記録）

- a つり足場以外の足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- b つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- c 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更（以下「悪天候等」という。）の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- d 上記cの点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、保存することとされました。

(イ) 事業者が行う作業構台の点検等（安衛則第575条の8関係）

- a 作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた作業構台に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- b 悪天候等の後に、作業構台に係る墜落防止措置の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- c 上記bの点検を行ったときは、点検結果等を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、保存することとされました。

(ウ) 注文者が行う足場についての措置（安衛則第655条関係）

(ア) c及びdと同様の措置を講ずることとされました。

(エ) 注文者が行う作業構台についての措置（安衛則第655条の2関係）

(イ) b及びcと同様の措置を講ずることとされました。

※ ここでいう注文者とは、労働安全衛生法第31条で規定する注文者であり、特定事業（建設業及び造船業）の仕事を行なう注文者のことです。

このリーフレットに関するご質問等につきましては、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、建設業労働災害防止協会本部へお問い合わせください。

ホームページは次のとおりです。

〈厚生労働省〉URL:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

〈建設業労働災害防止協会〉URL:<http://www.kensaibou.or.jp/index.html>

建災防本部 03-3453-8201(代表)

(H21.4)

労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました

第11次労働災害防止計画において、墜落・転落災害防止対策の充実については重点課題の一つとされています。

今回、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業構台からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正されました。改正された規則は平成21年6月1日から施行されます。

改正のあらまし

Ⅰ 足場からの墜落防止措置等の充実

・足場の種類に応じて次の墜落防止措置が必要になります。

※ わく組足場

交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、交さ筋かいに加え、「下さん」や「幅木」等の設置、又は、「手すりわく」の設置

※ わく組足場以外の足場（一側足場を除く）

手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ85センチメートル以上の手すり」に加え「中さん」等の設置

・物体の落下防止措置として、「幅木」「メッシュシート」「防網」の設置等が必要になります。

Ⅱ 足場の安全点検等の充実

足場の点検について次の措置が新たに求められます。

- ・当日の作業開始前に「手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検」の実施
- ・悪天候等後に実施する点検内容等の記録とその保存

※ 足場と同様に架設通路や作業構台についても改正され、所要の規定が設けられます。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
建設業労働災害防止協会 本部・都道府県支部

I 足場等からの墜落防止措置等の充実

(ア) 事業者が行う「架設通路」についての墜落防止措置（安衛則第552条関係）

改正前には、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ85センチメートル以上の手すり」に加え「中さん等」※1を設けることとされました。

(イ) 事業者が行う「足場」の作業床からの墜落防止措置等（安衛則第563条関係）

a 墜落防止措置

改正前には、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けなければならないとされ、わく組足場の交さ筋かいが手すり等としてみなされていましたが、今回の改正により、足場の種類に応じて、次の設備を設けることとされました。

・わく組足場の場合

「交さ筋かい」に加え、「高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の下さん」か「高さ15センチメートル以上の幅木の設置」(下さん等) ※2、あるいは「手すりわく」 ※3

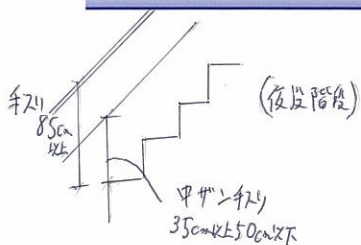
・わく組足場以外の足場の場合（一側足場を除く）

「高さ85センチメートル以上の手すり等」に加え、「中さん等」 ※1

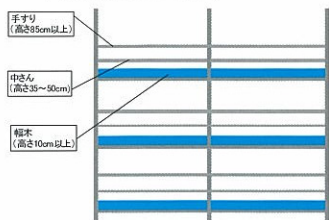
b 物体の落下防止措置

高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網（同等の措置を含む。）を新たに設けることとされました。

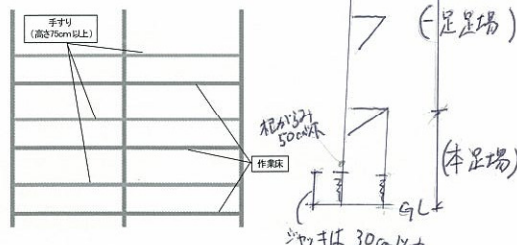
わく組足場以外の足場（単管足場等）



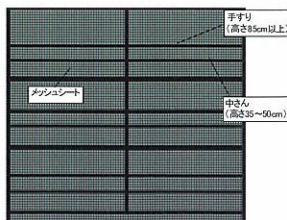
改正後 措置例1
手すり(高さ85cm以上の位置)
+中さん (高さ35～50cmの位置)
+幅木 (高さ10cm以上)



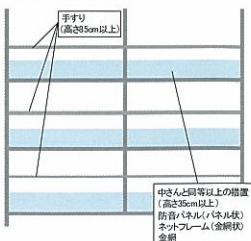
改正前の措置



改正後 措置例2
手すり(高さ85cm以上の位置)
+中さん (高さ35～50cmの位置)
+メッシュシート

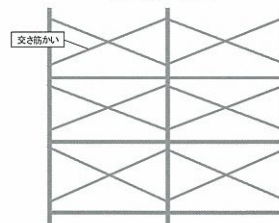


改正後 措置例3
手すり(高さ85cm以上の位置)
+中さんと同等以上の措置
(高さ35cm以上)

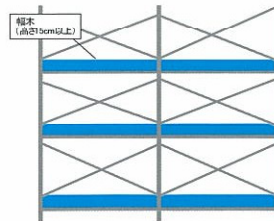


わく組足場

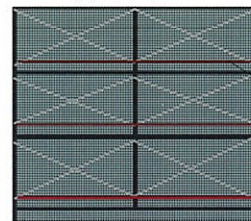
改正前の措置



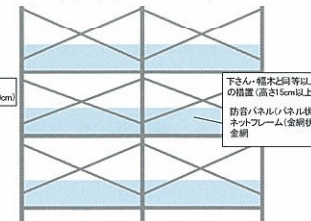
改正後 措置例1
交さ筋かい+幅木 (高さ15cm以上)



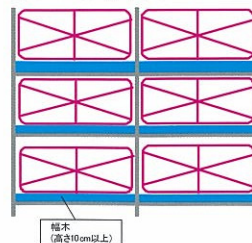
改正後 措置例2
交さ筋かい+下さん (高さ15cm～40cmの位置) +メッシュシート



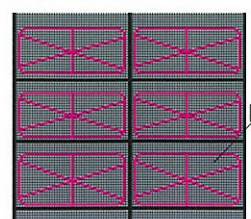
改正後 措置例3
交さ筋かい+下さん+幅木と同等以上の措置 (高さ15cm以上)



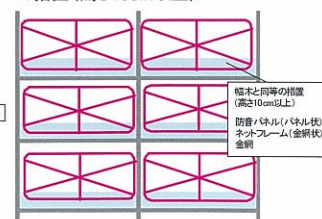
改正後 措置例4
手すりわく+幅木 (高さ10cm以上)



改正後 措置例5
手すりわく+メッシュシート



改正後 措置例6
手すりわく+幅木と同等の措置 (高さ10cm以上)



(ウ) 事業者が行う「作業構台」についての墜落防止措置（安衛則575条の6関係）

改正前には、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ85センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」※1を設けることとされました。

※1 「中さん等」とは、「高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」のことであり、後者には高さ35センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

※2 「下さん等」とは、「高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん」「高さ15センチメートル以上の幅木」「これらと同等以上の機能を有する設備」のことであり、同等以上の機能を有する設備には、高さ15センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

※3 「手すりわく」とは、高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のことで。